

○日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例

平成27年3月24日 条例第4号

(設置)

第1条 本市は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する保育所型認定こども園として、日田市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 認定こども園の名称、構成する施設及び位置は、別表のとおりとする。

2 認定こども園の利用定員は、別表で定める数を限度として規則で定める。

(開園時間)

第3条 認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開園時間を延長し、又は短縮することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により開園時間を短縮するときは、あらかじめ、その旨を保護者に周知するものとする。

(休園日)

第4条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休園日を開園日とすることができる。

3 市長は、第1項第4号の規定により休園日を定め、又は前項の規定により休園日を開園日とするときは、あらかじめ、その旨を保護者に周知するものとする。

(入園の資格)

第5条 認定こども園に入園することのできる子どもは、原則、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けた者に限る。）とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る子どもについては、この限りでない。

(入園の申込み)

第6条 認定こども園に入園を希望する子ども（以下「入園希望子ども」という。）の保護者は、市長に入園の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(入園の制限)

第7条 市長は、入園希望子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、入園の不承諾を決定することができる。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
 - (2) 認定こども園に適合できないと認められるとき。
 - (3) 認定こども園の設備その他の理由により、認定こども園に入園させる余力がないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、認定こども園の管理運営上支障があると認められるとき。
- (退園の届出)

第8条 現に認定こども園に在園する子ども（以下「在園子ども」という。）を退園させようとする保護者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(入園の承諾の解除)

第9条 市長は、在園子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、入園の承諾を解除することができる。

- (1) 第5条本文の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第6条の規定による入園の申込の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第7条第1号又は第2号に該当することとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(支給認定教育・保育に要した費用)

第10条 在園子ども（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る子どもを除く。以下次条から第13条までにおいて同じ。）の保護者は、支給認定教育・保育（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。以下次項及び第12条から第14条までにおいて同じ。）に要した費用（同法第27条第1項の支給認定教育・保育に要した費用をいう。以下次項、第12条及び第13条において同じ。）を納入しなければならない。

2 前項の支給認定教育・保育に要した費用の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）とする。

(特定教育・保育に要した費用)

第11条 在園子どもの保護者は、特定教育・保育（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下次項及び次条から第14条までにおいて同じ。）に要した費用（同法第28条第1項第1号の特定教育・保育に要した費用をいう。以下次項、次条及び第13条において同じ。）を納入しなければならない。

2 前項の特定教育・保育に要した費用の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）とする。

(教育・保育に要した費用の納入)

第12条 在園子どもの保護者は、支給認定教育・保育に要した費用又は特定教育・保育に要した費用に係る納入通知書の送付を受けたときは、当該納入通知書の送付を受けた日の属する月の末日

（当該日が日田市の休日を定める条例（平成元年条例第25号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（当該日が休日に当たるときは、その日以後において休日でない直近の日））までに市に納入しなければならない。

（教育・保育に要した費用の減免）

第13条 市長は、在園子ども又はその保護者が次の各号のいずれかの事由により、支給認定教育・保育に要した費用又は特定教育・保育に要した費用を納入することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該支給認定教育・保育に要した費用のうち、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の市町村が定める額として日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第6号）第3条に規定する利用者負担額（以下次条において「支給認定教育・保育に要した利用者負担額」という。）又は特定教育・保育に要した費用のうち、子ども・子育て支援法第28条第2項第1号の政令で定める額を限度として在園子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として同条例第3条に規定する利用者負担額（以下次条において「特定教育・保育に要した利用者負担額」という。）を減額し、又は免除することができる。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
- （3） 疾病にかかったとき。
- （4） その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

（教育・保育に要した費用の不還付）

第14条 既納の支給認定教育・保育に要した利用者負担額又は特定教育・保育に要した利用者負担額は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当するとき、既納の支給認定教育・保育に要した利用者負担額又は特定教育・保育に要した利用者負担額の全部又は一部を還付することができる。

- （1） 前条の規定により減免するとき。
- （2） その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

（指定管理者による管理）

第15条 認定こども園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、認定こども園（認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（認定こども園法第3条第5項に規定する社会福祉法人が設置する認定こども園に限る。）をいう。）若しくは保育園（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）を開設し、又は運営実績のある認定法人若しくは認可法人のうち市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第1条の設置の趣旨に沿ったものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の管理期間は、指定を受けた日の属する

年度の翌年度の４月１日（当該指定を受けた日が４月１日である場合は、当該日）から起算して５年間とする。ただし、再指定を妨げない。

- ４ 第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつて、当該指定管理者が開園時間及び休園日を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

（準用）

第16条 前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第３条第１項中「市長」とあるのは「認定こども園（認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園（認定こども園法第３条第５項に規定する社会福祉法人が設置する認定こども園に限る。）をいう。）若しくは保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所をいう。）を開設し、又は運営実績のある認定法人若しくは認可法人のうち市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。））」と、第３条第２項及び第４条中「市長」とあり、並びに前条中「認定こども園（認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園（認定こども園法第３条第５項に規定する社会福祉法人が設置する認定こども園に限る。）をいう。）若しくは保育園（児童福祉法第39条第１項に規定する保育所をいう。）を開設し、又は運営実績のある認定法人若しくは認可法人のうち市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。））」とあるのは「指定管理者」と、第10条の見出し中「費用」とあるのは「利用者負担額」と、同条第１項中「費用（同法第27条第１項の支給認定教育・保育に要した費用をいう。以下次項、第12条及び第13条において同じ。））」とあるのは「利用者負担額（以下次項、第12条及び第13条において「支給認定教育・保育に要した利用者負担額」という。））」と、同条第２項中「費用の額は」とあるのは「利用者負担額は」と、「子ども・子育て支援法第27条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「子ども・子育て支援法第27条第３項第２号の市町村が定める額として日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第６号）第３条に規定する額」と、第11条の見出し中「費用」とあるのは「利用者負担額」と、同条第１項中「費用（同法第28条第１項第１号の特定教育・保育に要した費用をいう。以下次項、次条及び第13条において同じ。））」とあるのは「利用者負担額（以下次項、次条及び第13条において「特定教育・保育に要した利用者負担額」という。））」と、同条第２項中「費用の額は」とあるのは「利用者負担額は」と、「子ども・子育て支援法第27条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「子ども・子育て支援法第28条第２項第１号の政令で定める額を限度として在園子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例第３条に規定する額」と、第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「費用」とあるのは「利用者負担額」と、同条中「のうち、子ども・子育て支援法第27条第３項第２号の市町村が定める額として日田市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第6号）第3条に規定する利用者負担額（以下次条において「支給認定教育・保育に要した利用者負担額」という。）又は」とあるのは「又は」と、「のうち、子ども・子育て支援法第28条第2項第1号の政令で定める額を限度として在園子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として同条例第3条に規定する利用者負担額（以下次条において「特定教育・保育に要する利用者負担額」という。）を減額し」とあるのは「を減額し」と、第14条の見出し中「費用」とあるのは「利用者負担額」と読み替えるものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、日田市立保育園の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成27年条例第10号。以下「廃止条例」という。）本則第1号の規定による廃止前の日田市立保育園の設置等に関する条例（昭和39年条例第26号）第2条の表に規定する保育園（以下「旧施設」という。）は、施行日において、次の表の左欄に掲げる旧施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる認定こども園（以下「新施設」という。）とみなす。

旧施設	新施設
日田市立丸の内保育園	日田市立丸の内こども園
日田市立日隈保育園	日田市立日隈こども園
日田市立朝日保育園	日田市立朝日こども園
日田市立高瀬保育園	日田市立高瀬こども園
日田市立光岡保育園	日田市立光岡こども園
日田市立すぎっ子保育園	日田市立すぎっ子こども園
日田市立いずみ保育園	日田市立いずみこども園
日田市立ひばり保育園	日田市立ひばりこども園

3 第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、施行日前に廃止条例本則第2号の規定による廃止前の日田市立保育園の指定管理者による管理に関する条例（平成15年条例第36号）第2条の規定により市長が行わせた指定管理者に係る管理権限その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定により市長が行わせた行為とみなす。

4 第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、施行日以後最初に管理を行わせる認定こども園の管理期間の適用については、同条第3項の規定にかかわらず、同項中「5年間」とあるのは、「日田市立保育園の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成27年条

例第10号。以下「廃止条例」という。) 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止条例本則第2号の規定による廃止前の日田市立保育園の指定管理者による管理に関する条例(平成15年条例第36号)第2条第1項の規定により既に指定を受けた期間」とする。この場合において、附則第2項中「日田市立保育園の設置等に関する条例等を廃止する条例(平成27年条例第10号。以下「廃止条例」という。)」とあるのは「廃止条例」と、前項中「廃止前の日田市立保育園の指定管理者による管理に関する条例(平成15年条例第36号)」とあるのは「廃止前の日田市立保育園の指定管理者による管理に関する条例」と読み替えるものとする。

(準備行為)

5 市長は、施行日前においても、第6条に規定する入園の申込みその他必要な準備行為をすることができる。

別表(第2条関係)

名 称	構成する施設	位 置	利用定員
日田市立高瀬こども園	日田市立高瀬保育園	日田市大字高瀬(銭湊町)243番地1	90人
日田市立光岡こども園	日田市立光岡保育園	日田市大字友田(北友田3丁目)2531番地57	55人
日田市立つえっ子こども園	日田市立つえっ子保育園	日田市中津江村栃野4344番地1	20人
日田市立おおやまこども園	日田市立おおやま保育園	日田市大山町西大山3501番地1	65人